

告 示 第 5 9 7 号

令和 8 年 4 月 2 2 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市すこやか子育て交流館他 3 施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市すこやか子育て交流館他 3 施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務に係る企画提案競技参加者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により参加申込書等を提出してください。

記

1 業務概要

本業務は、市民の利便性向上を図るため、鹿児島市すこやか子育て交流館、南部親子つどいの広場、北部親子つどいの広場及び西部親子つどいの広場の窓口を対象に、施設等利用料の支払いへのキャッシュレス決済の導入を進めるものである。

2 参加資格要件

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) この告示の日以後の期間において鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であ

ること。

- (6) 納期の到来している市税を完納していること。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 契約後、本業務を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 本業務は、複数の事業者による共同提案を可能とする。この場合、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出は、代表事業者が行うこと。
 - イ 構成事業者全てが、法人格を有すること。
 - ウ 構成事業者全てが、(1)から(8)までの参加資格を満たしていること。
- (10) 令和3年度以降において、地方公共団体が発注したキャッシュレス決済の導入及び運用実績がある者であること（共同提案の場合は、構成事業者のうち1者以上が導入及び運用実績を有すること。）。

3 提出書類

別に定める「鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務企画提案競技実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める書類

4 参加申込書の交付及び受付期間等

- (1) 交付及び受付期間
告示日から令和8年5月12日（火）まで（同年5月7日（木）を除く。）
- (2) 交付及び受付時間
午前9時から午後3時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限ることとし、受付期間内に必着すること。）
- (4) 交付場所、提出先及び問い合わせ先
鹿児島市与次郎一丁目10番17号
鹿児島市こども未来局こども政策課交流係（鹿児島市すこやか子育て交流館3階）
電話 099-812-7740
電子メールアドレス kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp
- (5) 提出部数
各1部提出すること。なお、共同提案の場合は、実施要領3(1)アに掲げる書類は共同提案であることを明記した上で代表事業者が提出し、実施要領3(1)イからクまでに掲げる書類は全ての構成事業者について提出すること。
- (6) 応募に関する費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(7) その他

企画提案競技に関する参加申込書、実施要領、様式集、仕様書その他必要な情報は、全て本市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp>) において入手することができる。